

我孫子市立布佐中学校 部活動後援会規約

第1章 総則

第1条 本会は、我孫子市立布佐中学校部活動後援会（以下 本会）と称する。

第2条 本会の事務局は、我孫子市立布佐中学校（以下 本校）におく。

第2章 目的

第3条 本会は、我孫子市立布佐中学校の部活動育成のために、後援活動を行う事を目的とする。

第4条 本会は、第3条を達成するために次の活動を行うものとする。

- (1) 生徒が部活動を安全に行えるための援助活動。
- (2) 総合グラウンドの安定した使用が持続出来るための補助活動。
- (3) 本会目的達成のために必要とされる活動。

第3章 会員

第5条 本会は、次の会員を持って構成するものとする。

- (1) 本校在学生徒の保護者とし、本校 PTA 入会と同時入会とする

第4章 役員

第6条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会 長 1 名 （ 本校 PTA 会長兼務 ）
- (2) 幹 事 8 名
- (3) 監 査 2 名 （ 本校 PTA 会計及び会計監査兼務 ）
- (4) 事務局（会計） 1 名 （ 本校教職員 ）

第7条 本会会長は、本校 PTA 会長が兼務し務めるものとし、任期を1年とする。

第8条 本会幹事は、本校にて活動を行う各部の代表者1名によるものとする。
但し、活動部数の増減に伴い幹事数を増減とするものとする。

第9条 本会監査は、本校 PTA 会計と会計監査が行うものとする。

第10条 本会事務局は、本校教職員が行い本会会計を兼務し、会長不在時には代理を務めるものとする。

第11条 本会の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第12条 本会に役員会の推薦により顧問及び相談役を置くことが出来るものとする。

第5章 役員任務

第13条 本会役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会 長 本会を代表し、会を主宰する。
- (2) 幹 事 本会の活動を行う上で必要な庶務全般を行うものとする。
- (3) 監 査 本会の活動及び会計を監査する。
- (4) 事務局 本会の会計、予算案作成、決算報告を行うものとする。

第 14 条 本会役員は、必要に応じ各委員会への出席をするものとする。

第 6 章 会計

第 15 条 本会は会費及び寄付金をもって経費に充てるものとする。

第 16 条 本会会計は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 章 総会・役員会

第 17 条 総会は、年 1 回行い、予算、決算の承認並びに重要事項について審議決議する。

総会は、PTA 総会と同時に開催し、定期総会と定めるものとする。

尚、必要に応じ後援会単独の臨時総会を開催出来るものとする。

第 18 条 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。

尚、委任状をもって出席に替える事が出来るものとする。

第 19 条 役員会は、第 4 章 第 6 条に定める役員により会長が必要と認めたときに随時開催し、会務を処理する。

第 8 章 会費

第 20 条 会費は下記の通りとする。

在校生が 1 人に対し月額 600 円（年 10 回納付 計 6,000 円）

第 21 条 会費は学校徴収金内に含み指定口座よりの引落として納付する。

第 22 条 会費は生徒の本校部活動の有無に関係なく納付するものとする。

第 9 章 規定改正

第 26 条 本規約は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正する事が出来るものとする。

ただし、改正案は総会の 1 週間以上前に全会員に知らせなければならないものとする。

第 10 章 附則

本会は、別紙に定める本校 PTA 個人情報保護方針事項を厳守し活動を行うものとする。

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日より実施する。